

平成17年度事業計画

1. はじめに

新世紀も5年を数え、わが国では、国民のさまざまな生活分野で、法化社会の確立に向けた取り組みが続けられており、司法制度改革も新たな段階を向かえつつある。平成16年6月に総合法律支援法が公布されると同時に一部施行され、弁護士と並んで司法書士をはじめとする隣接法律専門職が、自治体とともに国民に対する法律相談などの法的サービスの提供をすべきことが規定された。平成18年5月には、司法支援センターが独立行政法人として設立されサービスを開始する予定である。司法書士は、一昨年の改正法によって得た新たな職域において、利用者に対する責任ある執務を積極的にを行い、簡易裁判所での代理業務などにおいて課せられた使命を果たすことによって市民の信頼を得つつある。簡裁訴訟等代理業務ができる司法書士は、平成16年度までに、全国で8,744名となり、平成17年2月に終了した第4回特別研修の修了者は全国で1,024名である。新年度では、新たに認定された司法書士も加えて、この司法支援センターでどのように役割を果たすか、また、平成16年12月ADR法が公布されたが、司法書士ADRをどのように構成し活用するかによって、司法書士の執務および司法書士制度の本質が問われることになる。

また、登記オンライン申請を契機とした不動産登記法の全面改正により、法律家としての司法書士には、より深く重い職責が与えられることとなり、市民から、登記は司法書士という信頼を一層強く勝ち得ていかなければならない。我々司法書士は、司法制度改革の趣旨を厳しく受け止め、今後も市民に最も身近にある法律家として時代の変革に柔軟に対処しつつ、社会の複雑化・多様化に伴い発生する法的需要に的確に対応していかなければならない。

2. 現状と展望

不動産登記法が全面改正され平成17年3月7日に施行されて、登記原因証明情報を提供することが申請の要件とされた。また、登記申請の代理を業とするものが本人確認情報を提供することが制度の中核のひとつとして位置づけられ、利用者および法務当局に対する司法書士の責任が制度として法定された。登記制度の担い手として社会的要請に的確に応えるために、登記制度の信頼性の確保のための厳しい執務対応が求められている。また、商業・法人登記のオンライン申請実現に続き不動産登記も指定庁において同時に実現することとなった。紙申請は並存するとはいえ、オンライン登記申請についても専門職能の立場から、安定した指導的実務対応が求められ、そのための充実した専門的研修が緊急に求められる。

簡裁訴訟代理関係業務については、従来の書面作成を中心とする裁判事務とはその性

格が大きく異なり、我々の執務姿勢は従来にも増して厳しさや柔軟さが要求されている。そこで、この簡裁訴訟代理関係業務に対応する新たな執務倫理規範を確立し、遺憾ながら対応のできない会員に対してはより厳正に対処すると共に、この業務分野におけるより高度な継続的研修を実施していく必要がある。

商法、特に会社法制については、高度情報化社会時代の到来、企業活動の国際化などに対応するとともに、コンプライアンスの充実、国民にとって分かりやすい会社法制の実現をはかる動きの中で全面改正が進められていることから、その対策に積極的に対応していく必要がある。

また、少子高齢化社会が進行している中で、成年後見制度の重要性が増している。社団法人成年後見センター・リーガルサポートの積極的な活動が展開されているが、制度の社会的有用性をさらに高めるために同法人東京支部を通じた成年後見制度への支援活動を充実するとともに、より多くの会員が成年後見業務を行うよう努めなければならない。

市民からの司法書士に対する懲戒請求には速やかに対処し、紛議調停の制度の充実を図るとともに情報公開を進めて信頼される司法書士像を構築しなければならない。綱紀委員会を充実強化して速やかな判断により会員指導を行ない、また、個人情報保護の徹底を図り、司法書士制度・司法書士の職務について、市民の信頼を得るよう勤めなければならない。さらに、市民からの理解を得るため、従来から無料相談活動を積極的に進めてきたが、司法ネットとしての総合法律支援法では、弁護士とともに司法書士がその担い手として位置付けられたことから、法律相談活動のより一層の充実を図り、また、司法過疎対策として地域司法の充実を図る必要がある。本年度は、全国的に展開する司法書士総合相談センターの中心的存在として、市民が安心して利用できる無料法律相談活動のいっそうの拡大をはかり、相談員研修を拡充することなどを通じて社会的需要を満たし、市民への法的サービスのより一層の充実と司法書士制度広報を図らなければならない。

3．基本姿勢

司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指すための諸政策を次のような基本姿勢をもって推進する。

市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。

高度情報化社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務のあり方を検討し、市民の権利擁護に資することを目的とした職務の整備改善を推進する。

簡易裁判所等における代理権行使を念頭に置いた新たな「司法書士倫理」規範の周知を図り、司法書士職能のより高度な専門性を確立する。

高度な職業倫理の構築と、資質の一層の向上を図るため、諸研修事業及び執

務指導を実施し、品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

4．事業方針

本年度は、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら事業を遂行する。特に、改正司法書士法及び改正不動産登記法並びに改正会社法等に対応するとともに以下の事業に重点を置く。

法改正対策

改正不動産登記法、不動産登記令等の施行に伴う業務並びに研修事業について、積極的な対応を図る。

また、会社法、商業登記法等の改正に伴う業務並びに研修事業について、積極的な対応を図る。

更に、改正司法書士法の附帯決議の実現に向けて司法書士法の改正への対応を図る。

司法・司法書士制度対策

新たに制定された「司法書士倫理」規範の周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次研修を実施し、会員の執務指導を行う。

司法書士特別研修の実施につき積極的な対応を図るとともに、簡易裁判所における代理人としての執務上の倫理、執務姿勢、事務遂行能力の確立・向上を図るため継続的研修を実施する。

「司法書士総合相談センター」を設置し、「司法書士法律相談」の充実を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、司法ネット構想並びに民事法律扶助事業への積極的な対応を図る。

司法制度改革の中で司法書士の位置づけ・存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

組織改善対策

司法制度改革・規制改革の動きの中で、司法書士制度の発展に資する会組織・機構、本会事業のあり方を検証する。

成年後見制度への対応

社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度に対する積極的な対応を図る。

以上の観点から計画した本年度の事業の詳細は、次に掲げるとおりである。